

犯罪被害者等基本計画骨子案（２）に係る厚生労働省意見

平成17年5月31日

厚生労働省

給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

P.5

「(6) 厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】」の部分については、

「(6) 警察庁において行う現状に関する必要な調査を踏まえ、厚生労働省において犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保のための新たな施策の実施の必要性につき、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。」に修正することが適切である。

【理由】

第2回検討会において当省構成員から発言したとおり、犯罪被害者の実態調査については、当省において行うことが困難であるため。

居住の安定（基本法第16条関係）

P.6

「(2) - イ 厚生労働者において、犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】」の部分については、削除されることが適切である。

【理由】

- 1 厚生労働省においては、虐待を受けた子どもや配偶者による暴力を受けた被害者が現に適切な保護者又は宿所がないため緊急的に保護する必要がある場合において、児童相談所一時保護所又は婦人相談所一時保護所において、とりあえずの衣食住の確保や必要な指導等を行っているところである。
- 2 他方、被害者の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保を行うことについては、住宅の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備といった住宅政策を所管する国土交通省が中心となって検討することが適切であり、第2回犯罪被害者基本計画検討会においても、「生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保」については、国土交通省より、犯罪被害者の公営住宅への優先入所について検討する旨説明があったところである。

なお、厚生労働省において今後検討すべきであるという議論はなかったことを申し添える。

雇用の安定（基本法第17条関係）

P.7

「(1) - ア - (イ) 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する相談援助の適正な運用に努める【厚生労働省】」の部分については、

「(1) - ア - (イ) 公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する相談援助の適正な運用に努める【厚生労働省】」に修正することが適切である。

【理由】

雇用対策法第15条において、公共職業安定所においても事業主等の求めに応じ、必要な相談援助を行わなければならないとされているため。

<参考>

雇用対策法第15条（雇用に関する援助）

職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

P.7

「(1) - ア - (イ) 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援・職業訓練の適正な実施に努める。【厚生労働省】」の部分については、

「(1) - ア - (イ) 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】」に修正するとともに、(ウ)の前に記載することが適切である。

【理由】

- ・ 職業訓練は、就職支援の一環として行っているものであるため。
- ・ また、現行の施策の項目の後に、今後の取組が位置されることが適切であると思料されるため。

「(2) 厚生労働省において、被害回復のための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】」については、警察庁や内閣府において検討されることが適切である。

【理由】

1 労働者に対しては、労働基準法により、事業主は一定の要件のもと、年次有給休暇を付与しなければならないこととされている。

この年次有給休暇が設けられている趣旨は、労働者一般について、労働者の心身の疲労を回復させ、労働者の維持培養を図るため、また、ゆとりある生活の実現にも資するという位置付けから、休日のほか毎年一定日数の有給休暇を与えることとされているものである。

2 他方、この年次有給休暇とは別に、犯罪被害者等の被害回復のための特別の休業制度を設けることについては、犯罪被害者等を捜査や裁判の中でどう位置付けるか、犯罪被害者等の権利利益をどのようなものとするかといった基本的考え方を前提として、裁判制度の在り方や総合的な犯罪被害者援助の観点から検討されるべきであり、被害者等の損害の回復や被害の軽減を本来の業務としている警察庁や犯罪被害者等の権利利益の保護を所掌事務としている内閣府が中心となって検討されるのが適切である。

骨子案に係る厚生労働省再意見

平成17年6月3日

厚生労働省

< 基本法第13条関係：給付金の支給に係る制度の充実等 >

(6) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(厚生労働省意見)

(6) 医療保険利用の利便性確保

警察庁において行う現状に関する必要な調査を踏まえ、厚生労働省において犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保のための新たな施策の実施の必要性につき、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

(内閣府回答)

検討会において、医療保険がスムーズに使えない等の指摘がなされ、現実に医療保険がスムーズに使えない状況があるか調査することで意見が一致している。医療保険に関する調査は、関係省庁等に必要な協力を求めつつ、厚生労働省が主体となっていくべきものと考えことから、原案のとおりとしたい。

【厚生労働省再意見】

ご回答を踏まえ、

「(6) 厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等において医療保険の利用ができないといったケースがないか実態を把握した上で、1年以内を目途に結論を出し、必要な措置を講じる。」に修正されたい。

なお、当該修正案は警察庁と協議済である。

(理由)

第2回検討会において当省構成員から発言したとおり、犯罪被害者の実態調査については、当省において行うことは困難であるが、警察庁と連携の上、実態を把握した上で、どのような対応が必要か検討の上、必要な措置を講じることとしたい。

< 基本法第 16 条関係：居住の安定 >

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 児童相談所及び婦人相談所による一時保護の適正な運用に努める。

【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

【厚生労働省】

(厚生労働省意見)

~~イ 厚生労働省において、犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】 (削除)~~

(内閣府回答)

「犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保」について、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の適正な運用に努めることで十分か調査することで意見が一致している。保護施設に関する調査は、関係省庁等に必要な協力を求めつつ、厚生労働省が主体となって行うべきものと考えことから、原案のとおりとしたい。

【厚生労働省再意見】

1 第 2 回検討会においては、当省構成員より、3 基本法第 16 条関係（居住の安定）のうち「被害者直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所」につき、厚生労働省の取組として、現に適当な保護者又は宿所がなく緊急的に保護する必要がある虐待児童や DV 被害者について、一時保護所において、とりあえずの衣食住の確保を図っており、今後も引き続き救済に努めて参りたい旨御説明したところである。

また、同 のうち「生活の立て直しを図るための中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備」につき、国土交通省から、「犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事業がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができるよう検討し、早期に結論を得て、平成 17 年度中にも所要の措置を行ってまいりたい。」旨の御説明があったところである。

さらに、構成員から「中期的なシェルターの設立」について、「警察でそういう場所を確保していただいで使えるよう」にすべきとの意見が出された他、児童相談所、婦人相談所の運用の現状といった事柄について問題あり、

などとする意見は出されなかったことは周知のとおりである。

その後、「現状につきまして必要な調査を行いまして、そして必要な措置について検討し、得られた結論を実施に移す」というまとめが示されたが、何についての調査であるかや実施主体についての言及はなかったところである。

- 2 骨子案は、「厚生労働省において、犯罪被害者等の被害直後及び生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。」とするが、これは

ここに言う調査の実施主体について第2回検討会において何ら議論がなかったこと

被害者の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保に係る議論については、国土交通省より、犯罪被害者の公営住宅への優先入所について御説明があったこと

構成員から提出された「中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備」について、「警察でそういう場所を確保していただいで使えるよう」にすべきとの意見があったこと

を踏まえていないものであり、削除するのが適当である。

- 3 仮に、中期的な居住の確保について「現状につきまして必要な調査を行いまして、そして必要な措置について検討し、得られた結論を実施に移す」とするのであれば、構成員から提出された「中期的なシェルターの設立」について「警察でそういう場所を確保していただいで使えるよう」にすべきとの意見も踏まえ、「犯罪被害者等の権利利益の保護」を所掌事務としている内閣府、あるいは「被害者等の損害の回復や被害の軽減を本来の業務」としている警察庁が主体となって検討される必要があると考える。

< 基本法第 17 条関係：雇用の安定 >

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、被害回復のための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(厚生労働省意見(要旨))

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

内閣府、警察庁 ~~厚生労働省~~において、被害回復のための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府、警察庁 ~~厚生労働省~~】

(内閣府回答)

犯罪被害者等の休暇制度の問題については、必要な調査をすることで意見が一致している。雇用、労働に関する調査は、関係省庁等に必要な協力を求めつつ、厚生労働省が主体となって行うべきものと考えことから、原案のとおりとしたい。

【厚生労働省再意見】

1 第2回の検討会においては、当省構成員より、厚生労働省において所管している労働者保護の一般的な休暇制度として労働者に対し与えられる年次有給休暇について御説明したところである。

2 他方、この年次有給休暇とは別に、犯罪被害者等の被害回復のための特別の休業制度を設けることについては、雇用、労働の観点から検討されるものではなく、犯罪被害者等を捜査や裁判の中でどう位置付けるか、犯罪被害者等の権利利益をどのようなものとするかといった基本的考え方を前提として、裁判制度の在り方や総合的な犯罪被害者援助の観点から検討されるべきである。

また、必要な調査を行うことについては、被害者は、裁判、捜査のため休暇を必要とすることが多いことが考えられるが、裁判上、あるいは、捜査上のどのような状況において休暇が必要となるかどうかは厚生労働省において把握することは困難である。

したがって、どのような調査を行うか必要性も含めて、「犯罪被害者等の権利利益の保護」を所掌事務としている内閣府、あるいは、「被害者等の損害の回復や被害の軽減を本来の業務」としている警察庁が主体となって検討されるべきである。

3 なお、いわゆる裁判員休暇については、裁判員の裁判における位置付けを踏まえ、裁判員に特別の休暇を与える必要があるか等について、裁判員法の検討過程において、裁判員制度の枠組を議論する司法制度改革推進本部において検討が行われたと承知している。